

# 「農協改革」の内容とJAグループ栃木の 自己改革に関する組合長等の意見

平成26年9月24日  
第2回JA改革検討委員会

## I 回答JA

10JA、栃酪、開拓協、中央会

## II 意見の概要

### 1. 営農経済事業の強化について

#### (1) 「営農指導事業」、「販売事業」、「購買事業」の展開の考え方

各JAとも地域の実態を踏まえて、組合員目線で事業を強化していくとの意見であった。なお、主な展開方向は次の通りである。

##### ○営農指導事業

- ・TAC、営農相談員等組合員に出向く体制を強化し、新規作物の導入を含めて栽培技術、規模拡大、経営管理の支援に取り組む。
- ・品目毎の指導員育成等に向け、体系的な職員教育を図る。

##### ○販売事業

- ・買取・直販・契約等市場出荷以外の販売方式を拡大し、組合員の所得向上を図る。
- ・多様な農業者の所得確保のため、パッケージセンターの設置・活用、直売所の維持・拡大を図る。

##### ○購買事業

- ・今後も低価格での供給が図れるよう、独自仕入れルートの開拓、配送方法の見直し等によるコスト削減に努める。

#### (2) 営農経済事業に関して全農に対して求めること

組合員の所得向上のため、より一層、事業強化を求める意見が多かった。なお、主な意見は次の通りである。

- ・販売促進活動等宣伝活動の強化による有利販売・販路の拡大、販売経費の削減。
- ・メーカーとの価格交渉力を強化し、一般市場との価格競争に負けない価格での供給。
- ・食品企業等他企業との提携・連携による事業の拡大。 等

#### (3) 全農の株式会社化の是非

総じて、全農の会社化は次の理由から反対の意見が多かった。

- ・共同購入・共同販売方式がとれなくなり、最終的に組合員のメリットにならないことや、利益第一の経営が懸念されること。

- ・一方で、株式会社化により価格競争力が増し、結果として価格の低下につながるのなら選択肢として考えられるとの意見も見られた。

#### (4) 農中の代理店化・共済の事業方式の見直しの是非

総じて、JAは総合事業を基本としているので、次の通り反対する意見が多かった。

- ・信用事業の代理店化については、収益の縮小、自己金融上のデメリット、組合員サービスの低下等が懸念されるため。
- ・共済事業方式の見直しについては、具体策が示されていない中での判断は難しいとしているが、基本的には現事業方式の継続を望んでいる。
- ・なお、両事業の効率化をすべきとの意見も見られた。

### 2. JA理事会の構成の見直し

現状でも、“組合員である”認定農業者や農産物販売者が理事の半数を超えている状況にあるとの意見が多数となった。

併せて次の意見も見られた。

- ・担い手・青壮年層・女性からの理事登用をさらに取り組んでいきたい。
- ・民間の経営経験者等を理事に登用することに対して、農業・農協に理解がない者が就任すると、農協経営に混乱をきたす懸念がある一方で、経営革新のためには員外理事等の登用も必要ではないか。

### 3. 准組合員の事業利用のルール化等について

#### (1) 組合員制度の在り方

准組合員は、農協の事業利用において、一定の事業量を確保しており、今後とも安定した事業運営を図るためには、むしろ准組合員を拡大すべきとの意見が多数を占めた。

併せて次の意見も見られた。

- ・准組合員の事業利用を制限することにより、地域住民の生活に支障をきたすのではないか。
- ・一方、准組合員について、事業の利用だけでなく、協同活動への参加や意向把握、経営への参加なども必要である。

#### (2) 組織分割・他の組織形態への転換等

JA組織の分割や組織形態の転換は、JAの総合事業の解体につながるものであり、容認できないとする意見が多数を占めた。

### 4. 自律的な新たな制度への移行を踏まえた中での県中・全中への期待

現行の中央会の機能（代表機能・指導機能）は必要であり、制度見直しも農協法上で行うべきとの意見が多数を占めた。

なお、JAの自己改革とあわせて、中央会自らも改革の意識を持つことが必要と

する意見や、さらなる経費削減・賦課金の低減を図るべきとの意見も見られた。

## 5. その他

- ・全中は政府・国会議員との常日頃の意思疎通・情報交換が必要。
- ・拙速な農協改革は組合員の所得向上になるのか疑問。
- ・国民的理解を得るため、自己改革はJ A組織内外での議論をすべきである。
- ・農協法第8条の非営利規定は、利益追求だけが強調され誤解を生むので、現状の規定・解釈でよい。

以 上